

議案第 10 号 二宮町教育支援委員会条例制定提案理由

【町長】

議案第 10 号の提案理由を説明いたします。「二宮町教育支援委員会条例の制定について」ですが、町の附属機関の見直しにより、二宮町教育支援委員会は、附属機関として整理し、条例で設置することに伴い、本条例を制定するために提案するものです。

内容につきましては、教育部長より説明いたしますので、ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【教育部長】

ただいま、町長よりご提案申し上げました、議案第 10 号についてご説明申し上げます。

今回の制定につきましては、二宮町教育支援委員会の設置に必要な事項を条例により定めるものです。

それでは、条例に沿ってご説明させていただきます。

1 ページをお願いします。

教育支援委員会は、障害のある学齢児童生徒等に対し、一人ひとりのニーズに応じた適正な就学相談・指導・教育支援に必要な事項を審議するために設置するもので、第 1 条にその旨を定めています。

次に、第 2 条の所掌事項では、障害のある児童生徒等の就学措置に関することなど、本委員会の審議事項を定めるとともに、その審議結果を町教育委員会に報告することを定めています。

次に、第 3 条では、委員を 25 人以内とすることや委員構成など、本委員会の組織について定めています。

次に、第 4 条の任期では、委員の任期ならびに委員が欠けた場合の補欠の委員の任期などを定めています。

次に、第 5 条では、委員長及び副委員長の規定を定めています。

続いて、2 ページをごらんください。

第 6 条では、委員会の会議の規定を定めています。

次に、第 7 条では、必要に応じて本委員会に専門委員会を置くことができることを定めています。

次に、第 8 条では、委員の守秘義務や会議を非公開とすることを規定しています。

次に、第 9 条では、委員会の庶務を、教育委員会教育部教育総務課において処理することを定めています。

次に、第 10 条では、この条例に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、教育委員会が別に定めることとしています。

附則です。第 1 項です。この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行させていただきます。

ものです。

第2項です。本条例を制定することに伴い、特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例の一部を改正するものです。

恐れ入りますが、資料8の新旧対照表をご覧ください。

別表第1、職名の項目、「学校運営協議会委員」の次に、「教育支援委員会委員」を加えるものです。

以上、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。